

## 公告

公立陶生病院院内保育所運營業務委託に関する制限付き一般競争入札  
(以下「一般競争入札」という。)については、次のとおりである。

平成26年12月10日

公立陶生病院組合  
管理者 瀬戸市長 増岡 錦也

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 公立陶生病院院内保育所運營業務委託
- (2) 業務委託場所 瀬戸市小金町10番地
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日
- (4) 業務概要  
内容：公立陶生病院院内保育所運營業務委託  
定員：50名  
対象年齢：生後8週間から満3歳まで（3月31日まで延長あり）  
利用対象者：公立陶生病院に勤務する職員  
施設概要：木造1階建 保育所床面積 約 360㎡

### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

#### (1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成26・27年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に対象業務（役務の提供等）に係る業種が登載されている者であること。
- ③ 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑥ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、児童福祉施設最低基準に規定する認可保育所と同等又はそれ以上の人員配置を保育士の有資格者で運営（業務委託契約による運営も含む。）する実績を有していること。

(2) 同種業務の実績

認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営も含む。）実績が継続して5年以上あること。また、夜間保育に対応できる十分な体制を有していること。

3 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の配布期間

平成26年12月10日（水）から平成26年12月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 資格確認申請書の提出期間

平成26年12月10日（水）から平成26年12月18日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出書類

資格確認申請書及び2（2）の契約実績について確認できる契約書の写し

(5) 提出場所

公立陶生病院 会計課

(6) 参加資格の適否

入札参加資格の適否については、資格確認申請書を提出した者に対し、平成26年12月25日付けにて参加資格確認結果通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(7) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は返却しないものとする。

4 施設の見学・質問

施設見学及び質問の日程は、次のとおりとする。

(1) 施設見学

平成26年12月26日（金）午前10時

施設見学を希望する事業所は、公立陶生病院 院内保育所通用門前に集合し、その後、施設内等を30分程度見学する。

なお、施設見学者は、一事業所につき2名までとし、病院内及び院内保育所への車の乗り入れは禁止する。

(2) 質問

業務委託等に関する質問は、別添の質問書にて庶務課へ提出すること。(FAXによる送信も可とする。)

(3) 質問の締め切り

平成27年1月7日(水)午後4時まで

(4) 質問の回答

平成27年1月9日(金)午後2時までに書面により回答をFAXする。

5 入札執行の日時

(1) 日時

平成27年1月16日(金) 午前10時

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金納付届を提出のうえ、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を、平成27年1月15日(木)までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回(再度入札は4回)とする。

(3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行する

ものとする。

- (4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税抜き）を入札書に記載すること。
- (5) 入札参加者は、入札書に記載される入札金額に対応する設計書を提出しなければならない。

## 8 予定価格等

予定価格は公表しない。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正している入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

## 10 契約

契約書の作成を必要とする。

### 11 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 2 支払条件

毎月支払とする。

1 3 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

1 4 問い合わせ先

公立陶生病院組合 庶務課庶務係 担当 伊藤（誠）

瀬戸市西追分町160番地

電 話 0561-82-5101（代表）

F A X 0561-82-9139

## 公立陶生病院院内保育所運營業務委託仕様書

本仕様書は、公立陶生病院院内保育所運營業務委託において、良質かつ安心・安全な保育サービスが提供されることを目的として、委託者 公立陶生病院組合（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の間で適用するものとする。

### 1. 業務名

公立陶生病院院内保育所運營業務

### 2. 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

### 3. 業務場所

瀬戸市小金町10番地（公立陶生病院職員寮敷地内）

### 4. 運営の基本的な考え方

次に掲げる基本的な考え方に沿って運営すること。

- (1) 保育所運営に係る関係法令等を遵守すること。
- (2) 利用者が安全かつ快適に利用できるよう管理を行うとともに、特に児童の安全確保、危機管理の徹底に努めること。
- (3) 児童の健全な心身の発達を図ることを目的として保育を行い、職員にとって働きやすい環境を作るため保育所の内容を充実すること。
- (4) 保育行事の実施及び保育運営体制については、利用者の意見も反映し、保育所の利用者に有益となるよう工夫すること。
- (5) 院内保育所の情報を適切に利用者へ発信し、情報の共有を図ること。
- (6) 障がいのある児童についても、保育の対応ができること。

### 5. 保育所運営内容

保育所の運営内容は以下のとおりとする。

#### (1) 定員

50名

#### (2) 対象者

公立陶生病院に勤務する職員

#### (3) 保育対象年齢

生後8週間から満3歳まで（3月31日まで延長あり）

#### (4) 保育日

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで全日開所できること。ただし、保育所利用申し込みのない日は、閉所とする。

なお、閉所にともなう費用は一切生じないものとする。

※勤務表の作成が締切日から月末にずれ込んだ場合においても、次月の開所

予定の変更、要望に柔軟に対応すること。

(5) 保育時間

- ① 基本保育 7：30から18：00まで
- ② 延長保育 18：00から22：00まで
- ③ 夜間保育 16：00から翌日10：00まで

※夜間保育の開所については、原則、毎週月、水、金の3日間とする。

ただし、利用者の希望に合わせ、曜日の設定変更に対応できること。

- ④ 一時保育（慣らし保育） 7：30から18：00まで

※慣らし保育とは、入所前の体験保育のことをさす。

(6) 給食等

児童の健康を第一に考え、乙の責任において食事を提供すること。

また、おやつに関しては、児童の食育を鑑み、くだものや手作りのおやつなど豊富なメニューに基づく提供ができること。

6. 保育に従事する職員の配置及び処遇

(1) 保育に従事する職員数は以下の配置基準を満たすものとする。

- ① 保育の実務経験が10年以上ある常勤の保育士を管理運営責任者（施設長）として1名配置
- ② 0歳児は3名に対し、保育士1名以上配置
- ③ 1歳児・2歳児は5名に対し、保育士1名以上配置

(2) 保育に従事する職員は、全員保育士の有資格者とする。

(3) 保育に従事する職員数は、保育時の状況により適宜増減すること。

(4) 障がいのある児童の保育にあたっては、保育に従事する職員とは別に職員を配置すること。

7. 保健・安全

(1) 侵入者対策訓練等の十分な防犯対策を行い、犯罪の防止に努めること。

(2) 避難訓練を毎月1回実施する等、法律に定められた事項を遵守すること。

(3) 保育業務従事者の健康管理は乙が行うこと。

8. 児童の事故への対応

乙は児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。甲はこれに協力するものとし、事故が発生した場合、乙は速やかに甲に報告するとともに誠意を持って対処すること。

また、乙は保育所賠償責任保険に加入しなければならない。

9. 費用負担の区分

保育所運営業務に伴う費用等の負担は、次のとおりとする。

(1) 甲が負担する費用等

- ① 業務に必要な備品、遊具、書籍、雑誌にかかる費用

- ② 業務遂行上の必要により使用する電気・水道等の光熱水費
- ③ 給食に必要な食器及び備品料
- ④ 昼食等の食事にかかる費用
- ⑤ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
- ⑥ 児童の健康診断にかかる費用
- ⑦ その他、甲が負担することが相当と考えられる費用

(2) 乙が負担する費用等

- ① 業務に従事する職員の健康管理に係る費用
- ② 業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
- ③ 業務に従事する職員の被服、ロッカー等に係る費用
- ④ 業務遂行上の必要により使用する通信費
- ⑤ 業務に使用するパソコン及び付随する消耗品、メンテナンス費用
- ⑥ 業務に必要な消耗品費及び日常使用する消耗品費
- ⑦ 損害賠償保険料
- ⑧ その他、甲が負担することが相当と考えられる費用以外のもの

10. 指示事項

(1) 遵守事項

乙は、業務の実施に当たり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 甲と協力し、円滑な運営に努めること。
- ② 児童の保育環境を整備するため、当院の院内保育所に従事する者以外の保育経験を豊富に有する者が、1ヶ月に1回定期的に検査点検等による改善指導を行い、常に業務改善のための研究、努力を行うこと。
- ③ 乙及び保育業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報第三者に漏らしてはならない。
- ④ 省資源、省エネルギーに努めること。
- ⑤ 児童の安全管理には十分配慮し、衛生管理及び災害防止に努めること。
- ⑥ 年度の当初にあたっては、児童の緊張、不安が最も高くなるため、保育人数の対応、保護者への対応など細やかな対応を行い、落ち着いた雰囲気確保できること。
- ⑦ 保護者が児童を安心して保育所に保育の依頼ができ、児童も保育所での保育が楽しみとなるよう継続性のある保育を行うことができること。
- ⑧ 施設長については、保護者からの信頼を得て保育の計画等の立案ができ、継続的にその任を果たすことができること。
- ⑨ 施設長が、所用等で不在の場合については、責任者の役割を果たすことのできる者を配置すること。



⑩ 愛知県病院内保育所運営費補助金等保育所に関する書類作成業務すべてを行うこと。

(2) 報告

乙は、保育業務終了後「業務日誌」を病院に提出しなければならない。また、乙は、保育職員の勤務状況を翌月報告すること。

(3) 保護者会及びアンケートの実施

乙は、保護者、児童との良好なコミュニケーションを築くため、1年に2回以上保護者会を開催するとともに、アンケートを実施し、保育所の運営に利用者の意見を反映させること。

1 1. 業務の負担区分

甲及び乙の業務負担区分は以下のとおりとする。

項目	甲	乙	保護者
管理運営責任者		○	
入所用パンフレット等の作成	○	○	
利用予定者への事前説明		○	
利用者への説明	○	○	
入所者の選考	○		
入退所手続き		○	
保育日時予定表の作成		○	○
名簿管理等		○	
保育日誌の作成、管理		○	
保護者会の開催等		○	
保育料集計、徴収	○		
乳幼児の健康管理		○	○
乳幼児の賠償責任保険・傷害保険への加入		○	
おむつ、着替え、布団上下、毛布、タオルケット、バスタオル、汚れ物入れ等			○
施設内の清掃		○	
施設内の修繕、環境整備	○		
経理処理業務	○		

1 2. その他

(1) 業務委託の解除

事業担当課及び院内保育所利用者からの改善指摘事項において、繰り返し指摘するも改善されることがない等、業務を継続して委託することの妥当性を欠くと判断した場合は、契約途上でも業務委託を打ち切ることとする。

(2) 協議

本仕様書に記載されていない事項については、甲乙双方が誠意を持って協議して定めること。